

第46回 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票できる人

市内の投票所で投票できる人は、満20歳以上（平成4年12月17日までに生まれた人）の日本国民で、平成24年9月3日までに羽曳野市の住民基本台帳に記載され、引き続き居住されている人です。

各自の投票所入場整理券をお持ちください

投票所入場整理券は、12月7日(金)までに世帯全員分を同封して各家庭に郵送します。紛失しないようにして、投票所へ持参してください。何らかの事情で届かなかった場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

なお、投票所入場整理券の表面に誕生日を記入して投票所に持参してください。

本人確認にご協力をお願いします！

有権者の皆さんの大切な選挙権を確実にご本人に行使していただくために、投票所では次のいずれかの方法で本人確認をさせていただきます。

1. 投票所入場整理券の「誕生日記入欄」に誕生日を記入していただく。
2. 誕生日（○月○日）を口頭で答えていただく。
3. 運転免許証や健康保険証などご本人と確認できるものをお見せいただく。

第46回衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査		投票所入場整理券
		投票日時：平成24年12月16日（日） 午前7時から午後8時まで
投票区	投票所	投票日に投票される場合は、本人確認のため、下の欄に誕生日をご記入ください。
頁番	性別	
投票用紙交付欄		誕生日 月 日

表面の注意書きも必ずご覧ください。

投票所にお越しの際は、事前にご記入の上、ご持参ください。



衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査は、12月4日に公示され、12月16日に投票となります。選挙は、わたしたちの代表者を選ぶという重要な意義を持っています。一人ひとりが主権者という自覚を持ち、価値ある一票を投じましょう。

投票日時は 12月16日(日)

午前7時～午後8時

投票所での投票方法（案内図を参照ください）

※投票所入場整理券を持って指定投票区の投票所へ

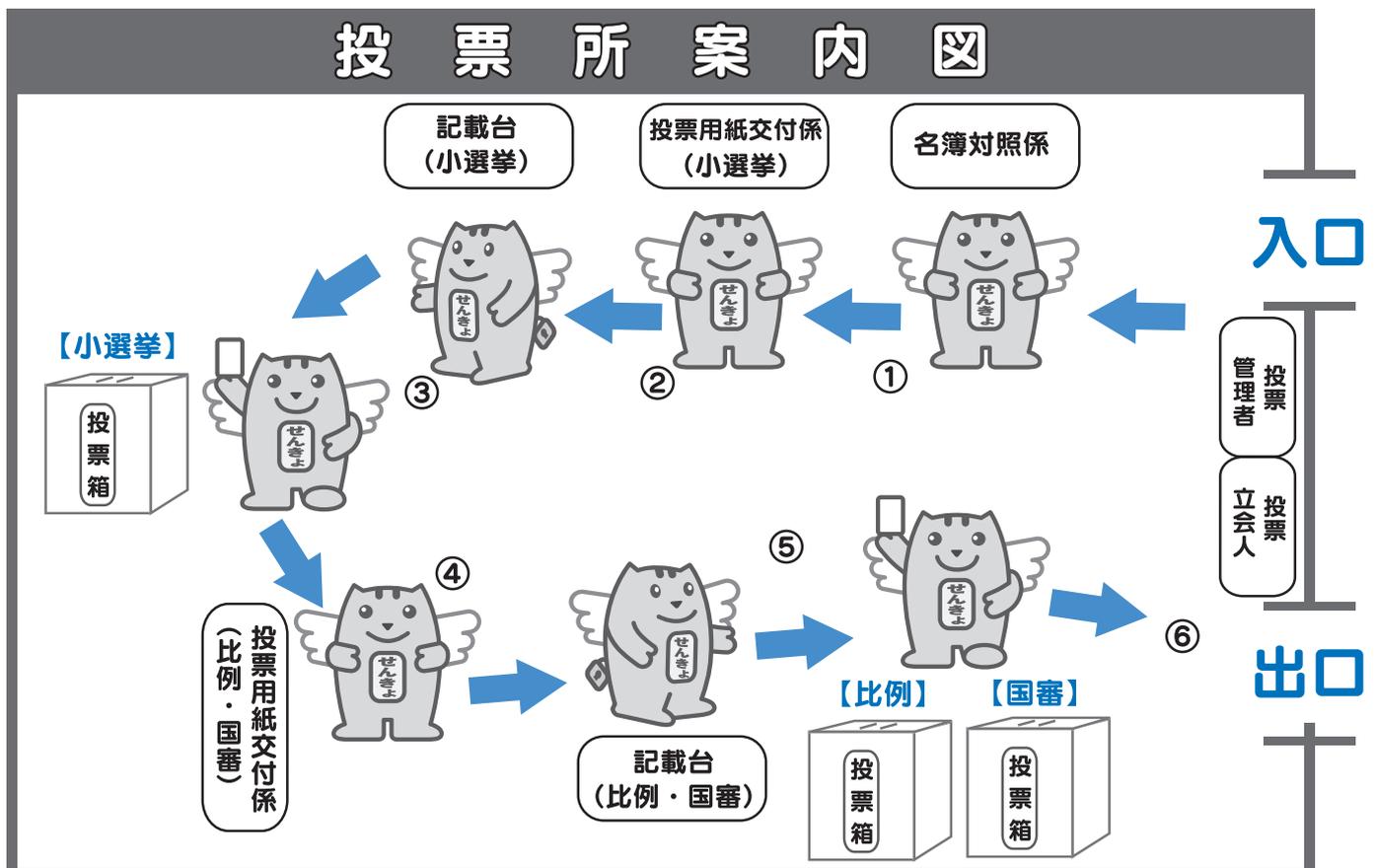
- ①名簿対照係で本人確認
- ②投票用紙交付係（小選挙）で投票用紙を受け取る
（必ず、投票所入場整理券を提示する。）
- ③小選挙記載台において投票用紙に候補者氏名を記載し、投票箱に投函
- ④投票用紙交付係（比例・国審）で投票用紙を受け取る
（必ず、投票所入場整理券を提示する。）
- ⑤比例・国審記載台において投票用紙に比例については政党名、国審については辞めさせたい裁判官に「×」を記載し、投票箱に投函
- ⑥退場

選挙公報は各家庭に配布

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報は、12月14日(金)までに各家庭に配布する予定です。お手元に届かない場合は、市選挙管理委員会までご連絡ください。なお、選挙公報は、羽曳野市内の主な公共施設にも備え付けますのでご利用ください。また、点字版および朗読テープによる「選挙のお知らせ」も用意しています。

候補者のポスターは公営掲示板に

各候補者のポスターは、選挙管理委員会が設置したポスター掲示板250カ所に貼られます。（それ以外の屋外掲示は違法。）選挙期間中は、掲示しているポスターにいたずらしたり、破損させたりすると処罰されますので注意してください。



(小選挙・小選挙区) (比例・比例代表) (国審・国民審査)

期日前投票

投票所入場整理券を持ってお越しください。

■期日前投票ができる人■

投票日当日、仕事やレジャー、病気やケガ、妊娠などの理由で投票所に行くことができないと見込まれる方は、あらかじめ期日前投票所で投票することができます。

■期日前投票の手続き■

選挙人ご本人が、投票所入場整理券を持って期日前投票所までお越しください。期日前投票所に備え付けます「期日前投票宣誓書」に記入して提出すれば投票していただけます。なお、**事前に自宅等で期日前投票宣誓書の記入ができるように、投票所入場整理券の裏面に期日前投票宣誓書を印刷しています。ぜひご利用ください。**

☆期日前投票（不在者投票）ができる期間

・衆議院議員（小選挙区選挙・比例代表選挙）総選挙

12月5日(水)～12月15日(土)

・最高裁判所裁判官国民審査

12月9日(日)～12月15日(土)

※投票時間はいずれも8:30～20:00

☆期日前投票ができる場所

○羽曳野市役所本庁1階ロビー

住所：羽曳野市誉田4-1-1

☎072-958-1111 内線4610・4620

○総合スポーツセンター1階幼児室

(はびきのコロセラム)

住所：羽曳野市恵我之荘4-237-4

不在者投票

「不在者投票宣誓書・請求書」の用紙は選挙管理委員会事務局および期日前投票所に備え付けています。また、市ウェブサイトからダウンロードすることができます。

■不在者投票ができる人■

羽曳野市選挙人名簿に登録されているが、投票所（または期日前投票所）に行くことができない方で、次のいずれかに該当する場合は、事前に手続きすることで不在者投票ができます。

※不在者投票の手続きには、日数が必要となりますので、お早めに選挙管理委員会までご連絡ください。

①長期出張や出産などの理由で、羽曳野市外に滞在している場合

羽曳野市選挙管理委員会に投票用紙等の交付を請求し、交付を受けてから最寄りの市区町村選挙管理委員会で投票することができます。なお、投

票用紙などの請求はできるだけお早めにお手続きください。

②都道府県選挙管理委員会が指定した病院などの施設に入院、入所している場合

投票したい旨をその病院長（施設長）に申し出ると、その病院（施設）で不在者投票をすることができます。（※下の点線枠内参照）

③身体に障がいをお持ちの人（公職選挙法に定められている一定の障がいに該当する人）

「郵便等による不在者投票」の制度があります。

※郵便による不在者投票を行うためには、「郵便等投票証明書」が必要となりますので、あらかじめ交付申請を行っておいてください。

羽曳野市内の指定病院（施設）

◆丹比荘病院 ◆島田病院 ◆城山病院 ◆豊川病院 ◆藤本病院 ◆高村病院 ◆府立呼吸器・アレルギー医療センター ◆老人保健施設悠々亭 ◆介護老人保健施設まほろば ◆老人保健施設あつたか村 ◆四天王寺悲田院養護老人ホーム ◆四天王寺悲田院特別養護老人ホーム ◆特別養護老人ホーム河原城苑 ◆羽曳野特別養護老人ホーム ◆ケアハウスはびねす軽里 ◆ケアハウススマイル ◆特別養護老人ホームスマイル ◆ケアハウスロイヤルアンジュ ◆特別養護老人ホームアンジュ ◆介護付有料老人ホームライフコート春秋 ◆介護付有料老人ホームライフビュー ◆特別養護老人ホームあすくの里 ◆特別養護老人ホームあすくの里（老人短期入所施設） ◆オアシス北燦（ほくさん） ◆介護付有料老人ホームグッドタイムまほろば

■郵便などによる不在者投票のできる人■

①身体障がい者手帳をお持ちの方で、手帳に次の記載がある方

- ・両下肢、体幹または移動機能の障がいの程度が1級もしくは2級
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が、1級もしくは3級
- ・免疫もしくは肝臓の障がいの程度が1級から3級まで

※身体障がい者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が上記の障がいの程度に該当することを、羽曳野市長が証明した方も該当します。

②戦傷病者手帳をお持ちの方で、手帳に次の記載がある方

- ・両下肢、体幹の障がいの程度が、特別項症から第2項症まで
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸もしくは肝臓の障がいの程度が、特別項症から第3項症まで

※戦傷病者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が上記の障がいの程度に該当することを、大阪府知事が証明した方も該当します。

③介護保険の被保険者証をお持ちの方で、被保険者証に次の記載がある方

- ・要介護状態区分が要介護5

■郵便などによる不在者投票のできる期間■

期日前投票および一般の不在者投票の場合と同じです。ただし、この投票は、投票日当日（12月16日（日））の投票所を閉じる時刻までに、選挙管理委員会の委員長を経由して投票所へおくらなければなりませんので、必ず郵便等でお早めにお送りください。

■郵便などによる不在者投票の投票用紙等の交付請求手続■

あらかじめ申請して交付を受けた「郵便等投票証明書」を添えて、所定の様式の請求書により、選挙期日の4日前（12月12日（水））までに、選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に対して、郵便などにより投票用紙等の交付を請求してください。（また、「郵便等投票証明書」の有効期限の切れている方は、前記の手帳等を添えて選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に対して「郵便等投票証明書」の交付申請を行い、あらかじめ交付を受けてください。）

各投票所には車いすを利用されている人のための記載台や目の不自由な人のための点字器をご用意しています。また、投票日当日、投票所で手話通訳や車いすが必要な方は、事前に市選挙管理委員会にご連絡ください。

■郵便等による不在者投票における代理記載制度■

郵便等による不在者投票ができる方のうち、次の（1）または（2）に該当する方はあらかじめ選挙管理委員会に届け出た選挙権のある方に投票に関する記載（以下「代理記載」という。）をさせることができます。

（1）身体障がい者手帳に、上肢または視覚の障がい者が1級である者として記載されている方

※身体障がい者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が上記の障がいの程度に該当することを、羽曳野市長が証明した方も該当します。

（2）戦傷病者手帳に、上肢または視覚の障がい程度が特別項症から第2項症までである者として記載された方

※戦傷病者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が上記の障がいの程度に該当することを、大阪府知事が証明した方も該当します。

なお、代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書等の交付申請に加えて、あらかじめ代理記載の方法による投票を行うことができる方であることを証明手続と代理記載人となる方の届出の手続を行っておく必要があります。（これらの手続を同時に行うことも可能です。）

<問合せ>

羽曳野市選挙管理委員会事務局
☎ 072-958-1111
(内線 4610・4620)